

第 1 章 議 会

○海部地区水防事務組合議会の定例会の回数を定める条例

昭和 48 年 5 月 2 日
条例第 2 号

海部地区水防事務組合議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。